

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	松竹株式会社			コード	9601
提出日	2025/5/8	異動（予定）日	2025/5/27		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	小巻 亜矢	社外取締役	○										○					有
2	上村 達男	社外取締役	○													○		有
3	丸山 聡	社外取締役	○										○					有
4	堀江 正博	社外取締役	○													○	新任	有
5	野間 自子	社外取締役	○													○	新任	有
6	立花 貞司	社外監査役	○													○		有
7	朝比奈 豊	社外監査役	○										○					有
8	井ノ上 正男	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	小巻亜矢氏は、㈱サンリオエンターテインメントの代表取締役社長であります。同社と当社は、キャラクターグッズ等に関する取引がありますが、同氏と当社の間に特別の利害関係はありません。	当社は、小巻亜矢氏が、長年に渡る経営者としての豊富な経験と経歴を通じて培われた幅広い見識を踏まえ、独立役員に適任であると判断しております。一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当事項なし	当社は、上村達男氏が、長年に渡る会社法等を研究する大学教授としての高度な専門知識や、資本市場やコーポレートガバナンスに関する高い学識も有していることを踏まえ、独立役員に適任であると判断しております。一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
3	丸山聡氏は、(有)シェアスタイルの代表取締役であります。当社子会社においてスタートアップ企業への投資についてアドバイスを依頼しておりますが、同氏と当社の間に特別の利害関係はありません。	当社は、丸山聡氏が、長年に渡るベンチャーキャピタルでの投資および成長企業に対するアドバイザリー等の豊富な経験や知識を有していることを踏まえ、独立役員に適任であると判断しております。一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当事項なし	当社は、堀江正博氏が、長年に渡る経営者としての豊富な経験と経歴を通じて培われた幅広い見識を踏まえ、独立役員に適任であると判断しております。一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当事項なし	当社は、野間自子氏が弁護士としての高度な専門的経験、見識が豊富であり、法令に基づく客観的見地から独立性をもって、経営の助言・監視を遂行する独立役員に適任であると判断しております。一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
6	該当事項なし	当社は、立花貞司氏が、長年に渡る経営者としての豊富な経験と経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の監査に反映していただくに際し、独立役員に適任であると判断しております。一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
7	朝比奈豊氏は、㈱毎日新聞社の名誉顧問であります。㈱毎日新聞社と当社は、当社作品の宣伝のための出稿といった取引がありますが、同氏と当社の間に特別の利害関係はありません。	当社は、朝比奈豊氏が長年に渡る経営者としての豊富な経験と経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の監査に反映していただくに際し、独立役員に適任であると判断しております。一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
8	該当事項なし。	当社は、井ノ上正男氏が弁護士としての高度な専門的経験、見識が豊富であり、法令に基づく客観的見地から独立性をもって、当社の監査に反映していただくに際し、経営の監視を遂行する独立役員に適任であると判断しております。一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。